

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課 } 御中

総務省自治財政局地方債課

令和7年度の最終起債協議等について

令和7年度の最終起債協議等手続（令和7年度補正予算（第1号）（以下、「補正予算（第1号）」という。）分を含む。）のため、各事業債に係る起債協議書、起債協議等一覧表等について、関係各課及び関係団体等と連絡調整の上、下記により提出願います。

各都道府県財政担当課及び各指定都市財政担当課にあつては、関係する一部事務組合等にも周知願います。

記

1 提出期限

令和8年2月13日（金）正午（厳守）

2 提出書類及び提出先

【提出書類】

（都道府県・指定都市分）

① 「様式第一号・起債協議（変更協議）書」又は「様式第三号・起債許可（許可変更）申請書」

※事業債ごと、通常収支分、復旧・復興事業、それぞれ別葉で作成。

※各予算区分（当初予算分、補正予算（第1号）分）に応じた様式で作成。

② 「様式第四号」（都道府県・指定都市・一部事務組合分）

（市区町村分）

① 「起債協議等一覧表」

※事業債ごと、通常収支分、復旧・復興事業、それぞれ別葉で作成。

※各予算区分（当初予算分、補正予算（第1号）分）に応じた様式で作成。

（共通）

③ かがみ文（⑬かがみ文整理票も必ず作成すること）

④ 「別表」（当初予算分）

⑤ 「別表」（補正予算（第1号）分）

⑥ 「付表」（次表の事業債ごとの付表1から付表25）

※各予算区分（当初予算分、補正予算（第1号）分）に応じた様式で作成。

⑦「公的資金の借入予定年限等に関する調」(付表 26)

※公的資金の借入を予定している団体のみ(災害復旧事業並びに辺地及び過疎対策事業を除く。)

※当初予算分、補正予算(第1号)分は別葉で作成。

⑧「起債額を増額又は新規に追加することとなるに至った理由書」(当初予算分)

⑨「起債計画書」

※地財法第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる団体に該当する都道府県・指定都市(いわゆる許可団体)及びこれらの団体が加入する組合のみ。

⑩「定員管理・給与適正化計画及び起債予定額調書」

※令和7年10月10日付事務連絡「令和7年度退職手当債に係る『定員管理・給与適正化計画』等の提出について(普通会計分)」により提出をした様式から変更がある場合は、変更箇所を赤字にして改めて提出願います(根拠資料も添付すること)。

⑪「関係省庁等からの交付決定等の写し(国の予算等貸付金債)」

⑫「年間起債予定額一覧表」(当初予算分)(付表 28)

⑬「かがみ文整理票(かがみ文の文書番号を記載)」

⑭「令和7年度起債協議(最終分)に係るチェックシート」

【提出方法】

電子データをメールにて提出してください。(紙ベースでの提出は不要)

※かがみ文について、公印付きの場合も電子データで送付してください。

また、公印省略の場合は電子データのみでの提出で構いません。

※ファイル名は別添「回答ファイル名」に従ってください。

【提出先】

①～⑥、⑧、⑨、⑪、⑬、⑭・・・地方債課共有アドレス (chihousai.kyoudgi@soumu.go.jp)

⑦、⑫・・・牛村 (y.ushimura@soumu.go.jp)、二條 (r.nijou@soumu.go.jp)

⑩・・・桂川 (s.katsuragawa@soumu.go.jp)

3 公共施設等適正管理推進事業等の個別計画の提出を要する地方債の取扱い

公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業及び脱炭素化推進事業に係る地方債の起債を予定している場合は、令和7年4月1日付各事務連絡を参照し、必要となる計画を提出してください。

【提出期限】令和8年1月22日(木)

脱炭素化推進事業：「脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて(周知)」

【提出期限】令和8年1月28日(水)

公共施設等適正管理推進事業：「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画等の提出について」

緊急自然災害防止対策事業：「緊急自然災害防止対策事業計画の策定等について」

緊急浚渫推進事業：「緊急浚渫推進事業債における取扱いについて(周知)」

4 留意事項

RPA による協議額等の集計に重大な支障をきたすため、協議書等の作成にあたっては、「リンク貼付け」や「数式引用形式での貼付け」を使用しないでください。

また、協議書等を提出する際は、圧縮して zip ファイルで送付するのではなく、Excel をそのままメールに添付して提出してください。セキュリティの都合等により、どうしても圧縮して zip ファイルで送付する必要がある場合には、個別に相談していただきますよう、お願いします。

また、様式は当事務連絡と併せて送付している様式を予算区分に応じて使用してください。

5 今後の事務予定

- 資金配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年2月下旬
- 総務大臣による同意等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年3月11日（水）予定

6 その他

- (1) 当初予算分にかかる起債協議等については、やむを得ない事情により年度末に起債額を増額又は新規に追加する必要が生じたことにより、第2次分の協議等での提出に間に合わなかった場合に限り、今回の協議等にて提出していただきますようお願いいたします（その場合、提出書類に定める「理由書」にて当該事情を記載願います）。
- (2) 補正予算（第1号）に係る起債協議等については、令和7年12月16日付事務連絡「令和7年度補正予算（第1号）等に係る地方債の取扱いについて」を必ず御参照ください。
- (3) 最終起債協議等に当たり、記載方法の変更はありませんので、第2次分の協議等の例により調製してください。
- (4) 民間等資金による起債を予定される場合については、原則届出により対応してください。
- (5) 予算の議決日等の関係で同意等の日（3月11日（水）予定）を遅らせる必要がある都道府県及び指定都市（都道府県及び指定都市を構成団体とする一部事務組合を含む）については、地方債課まで御連絡ください。
- (6) 3月中に公的資金の借入れを必要とする場合には、地方債課まで事前に御連絡いただくとともに、財政融資資金の場合は財務局等に、地方公共団体金融機構資金の場合は地方公共団体金融機構へも御連絡ください。
- (7) 令和7年に発生した災害に係る歳入欠かん債、災害対策債及び小災害復旧事業債について発行を希望する場合は、今回の協議等において提出してください。（これらの事業債については、総務大臣が告示した団体のみ発行することができます。今回協議を受けた団体について、要件に該当するかを確認の上、告示することとしています。）

- (8) 退職手当債について、現時点で許可を予定している額の基礎数値となる退職者数等はいくつで見込数値であり、地方財政法第33条の5の5に基づく最終的な発行可能額は、退職者数等の確定に伴い確定となることに十分御留意願います。
- (9) 国の予算等貸付金債について、別途事務連絡を送付する予定はございません。なお、同意等の日（3月11日（水）予定）までに関係省庁等からの交付決定が間に合わない貸付金がある場合は、地方債課まで御連絡ください。
- (10) 協議等に伴うかがみ文について、提出する事業債が複数の種類にわたる場合は、以下の記入例を参考に、提出する各事業債を一つの文書番号・日付に集約した1枚により提出してください。

<都道府県・指定都市分>

(例)	番 号
	令和 年 月 日
総務大臣 殿	(都道府県) 知事
令和7年度一般会計債等の起債に対する 同意（許可）に係る協議（申請）について（協議（申請））	
標記について、地方財政法（昭和23年法第109号）第5条の3第1項（第5条の4第1項）の規定により協議（申請）します。	

<市町村分>

(例)	番 号
	令和 年 月 日
総務大臣 殿	(都道府県) 知事
令和7年度一般会計債等の起債に対する 同意又は許可に係る協議について（協議）	
標記について、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第2条第3項又は第21条第3項の規定により協議します。	

(11) なお、令和8年度における早期協議等については、例年同様、4月に発出する事務連絡においてスケジュール等の手続を御連絡いたしますが、令和8年度において最初に発行を予定している民間等資金債（令和8年度分の同意等を要するものに限る。）の条件決定予定日の1ヶ月前までに協議等を行うものとするを予定しておりますので、あらかじめご承知おきください。

(12) 現下の金利情勢を踏まえ、既に同意等を行った地方債について利率の引き上げを行う場合は、今回の最終協議手続きの中で変更協議を受け付けることとします。

各都道府県におかれては、必要に応じて管内市町村分について適切に対応をお願いします。

【問い合わせ先】

- 1（最終総括）地方債課 柳、山口
- 2（補正総括）地方債課 柳、山口
- 3（各事業債）各事業債担当者
(地方債課) 03-5253-5629
(財務調査課) 03-5253-5647

(別紙1) 令和7年度最終起債協議等(当初予算分)に係る各種資料提出先一覧

対象事業債名	提出書類 (「付表」の種類)	各事業債 担当者	アドレス
公共事業等	付表1	石原	s2.ishihara@soumu.go.jp
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	—	石原	s2.ishihara@soumu.go.jp
公営住宅建設事業	—	桂川	s.katsuragawa@soumu.go.jp
災害復旧事業	付表2	柳	y2.yanagi@soumu.go.jp
教育・福祉施設等整備事業			
学校教育施設等	—	山口	k10.yamaguchi@soumu.go.jp
社会福祉施設	—	山口	k10.yamaguchi@soumu.go.jp
一般廃棄物処理	—	牛村	y.ushimura@soumu.go.jp
一般補助施設等	付表3	黒田	y.kuroda@soumu.go.jp
施設(一般財源化分)	—	山口	k10.yamaguchi@soumu.go.jp
一般単独事業			
一般	付表4	黒田	y.kuroda@soumu.go.jp
地域活性化	—	山口	k10.yamaguchi@soumu.go.jp
防災対策	—	二條	r.nijou@soumu.go.jp
地方道路等	—	桂川	s.katsuragawa@soumu.go.jp
旧合併特例	—	桂川	s.katsuragawa@soumu.go.jp
緊急防災・減災	付表5	二條	r.nijou@soumu.go.jp
公共施設等適正管理推進事業			
集約化・複合化事業(施設整備)	付表6-1	工藤	s2.kudou@soumu.go.jp
集約化・複合化事業(除却)	付表6-2	工藤	s2.kudou@soumu.go.jp
長寿命化事業(公共用建築物)	付表7	工藤	s2.kudou@soumu.go.jp
長寿命化事業(道路等)	付表8~16	桂川	s.katsuragawa@soumu.go.jp
転用事業	付表17	工藤	s2.kudou@soumu.go.jp
立地適正化事業	付表18	桂川	s.katsuragawa@soumu.go.jp
ユニバーサルデザイン化事業	付表19	工藤	s2.kudou@soumu.go.jp
市町村役場機能緊急保全事業	付表20	柳	y2.yanagi@soumu.go.jp
除却事業	付表21	工藤	s2.kudou@soumu.go.jp
緊急自然災害防止対策	—	牛村	y.ushimura@soumu.go.jp
緊急浚渫推進事業	—	柳	y2.yanagi@soumu.go.jp
脱炭素化推進事業	付表22	工藤	s2.kudou@soumu.go.jp
こども・子育て支援事業	付表23	山口	k10.yamaguchi@soumu.go.jp
デジタル活用推進事業	—	垣立	k.kakidachi@soumu.go.jp

対象事業債名	提出書類 （「付表」の種類）	各事業債 担当者	アドレス
辺地及び過疎対策事業			
辺地対策事業	—	杉本	r3.sugimoto@soumu.go.jp
過疎対策事業	付表 24	杉本	r3.sugimoto@soumu.go.jp
公共用地先行取得等事業	付表 25	石原	s2.ishihara@soumu.go.jp
行政改革推進債	—	大町	s.ohmachi@soumu.go.jp
調整債	—	垣立	k.kakidachi@soumu.go.jp
退職手当債	—	桂川	s.katsuragawa@soumu.go.jp
減収補填債（5条分）	—	早勢	h.hayase@soumu.go.jp
減収補填債（特例分）	—	早勢	h.hayase@soumu.go.jp
国の予算等貸付金債	—	山口	k10.yamaguchi@soumu.go.jp

※ 様式については、当通知と併せて送付している様式を使用してください。

(別紙2) 令和7年度最終起債協議等(補正予算(第1号)分)に係る各種資料提出先一覧

対象事業債名	提出書類 (「付表」の種類)	各事業債 担当者	アドレス
公共事業等★	付表1	石原	s2.ishihara@soumu.go.jp
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業★	—	石原	s2.ishihara@soumu.go.jp
公営住宅建設事業★	—	桂川	s.katsuragawa@soumu.go.jp
災害復旧事業	付表2	柳	y2.yanagi@soumu.go.jp
教育・福祉施設等整備事業			
学校教育施設等★	—	山口	k10.yamaguchi@soumu.go.jp
社会福祉施設★	—	山口	k10.yamaguchi@soumu.go.jp
一般補助施設等★	付表3	黒田	y.kuroda@soumu.go.jp
一般単独事業			
一般★	付表4	黒田	y.kuroda@soumu.go.jp
旧合併特例	—	桂川	s.katsuragawa@soumu.go.jp
辺地及び過疎対策事業			
辺地対策	—	杉本	r3.sugimoto@soumu.go.jp
過疎対策	付表24	杉本	r3.sugimoto@soumu.go.jp

※ 様式については、当通知と併せて送付している様式を使用してください。

※ ★がいわゆる補正予算債に該当する事業債ですので、補正予算により追加される国庫補助負担事業（災害復旧事業を除く。）に係る地方負担額に充当する場合は、協議書等の様式における地方債部分に係る「うち補正予算債分」に記載し、その他については「うち通常債分」に記載してください。

※ いわゆる継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業の対象事業債及び提出先については、別紙1を御参照ください。